

第十回

大津町農業委員会

平成三十年三月二十七日

第10回大津町農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月27日(火) 9:00から12:15まで

2. 場所 生涯学習センター 1階 和室

3. 出席農業委員 (11人)

| | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 池田 一実 | 2番 永田 哲也 | 3番 古澤 亨 |
| 4番 木村 茂樹 | 5番 江藤 梅雄 | 6番 永田 典治 |
| 7番 古庄 くみ子 | 8番 坂本 盛幸 | 9番 古庄 素磨子 |
| 11番 西本 晶 | 12番 吉良 登美雄 | |

出席農地利用最適化農業委員 (1人)

13番 府内 貢

4. 欠席農業委員 (1人)

10番 古庄 弘子

欠席推進委員 (0人)

5. 議事日程

日程第 1 開 会

日程第 2 議事録署名委員の指名 8番 坂本 盛幸 委員
9番 古庄 素磨子 委員

日程第 3 会期の決定について 平成30年3月27日(火) 1日に決定

日程第 4 議案第1号 農地法第2条第1項で規定する農地等の判定について

日程第 5 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田上 克也


事務局次長 西田 貴嗣

7. 会議の概要 別紙のとおり


平成30年3月27日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。


議 長

吉良 隆英 

議事録署名委員

坂本 盛幸 

議事録署名委員

古庄 素磨子 

【3月 第10回臨時総会議事録 別紙】

臨時総会に先立ち、9時から11時30分まで現地調査を実施した。

事務局 定刻になり、皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。それでは、西本職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」着席をお願いします。只今から平成30年3月、第10回臨時総会を開会いたします。

事務局 ご着席ください。
日程第1、開会、開会に当たり、吉良会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん「おはようございます」。
会長から挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、大津町農業委員会会議規則第6条に、「在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができない」となっております。
本日は、古庄弘子委員から欠席の申し出がなされておりますが、過半の委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、同じく規則第4条に「会長が会議の議長となる。」となっておりますので、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。8番、坂本盛幸委員と、9番、古庄素磨子委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。3月の第10回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。3月の第10回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号農地法第2条第1項で規定する農地等の判断についてご説明いたします。別添資料をご覧ください。

今回1件の判断依頼がなされております。

依頼人の住所、氏名、及び土地の表示等につきましては資料のとおりです。(補足資料3で説明する)

依頼地は大字真木地内の土地です。

依頼の内容は、農地法第2条第1項で規定する農地等の判断です。

依頼法人は該当土地で、太陽光発電設備の設置を検討しており、平成30年3月23日、町農政課と協議していた農振農用地等の判断について、「農振農用地等には該当しない」との回答を受け、今後の事業検討に当たり、農地法で規定する農地又は採草放牧地であるか否かについて、農業委員会に判断を依頼する案件です。

農地及び採草放牧地については、農地法で規定されており、農地及び採草放牧に該当する場合は農地法が適用されることとなります。該当しない場合は、適用されません。

以上事務局の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。通常ですと、ここで現地調査と小委員会の結果報告となりますが、本日は全員で現地調査を行っておりますので、小委員会は省略し、補足説明を事務局に行なわせた後、審議を行ないたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第1号についての補足説明を行ないます。

補足資料1をお願いいたします。筆情報と併せた航空写真です。

撮影何月日は、平成27年9月です。29年撮影のものもありましたが、現況に差異がなかったため、画像が鮮明な27年度のものを使用しております。

調査地は、北外輪山大津線(通称:ミルクロード)から西へ入った、阿蘇市との境界地です。

補足資料の2をお願いいたします。依頼を受け、農地法で規定する農地等の確認を行うため、事前質問を行なった回答書です。

補足資料の3をお願いいたします。回答書の回答項目を一覧表にしたものです。左から農地に関する質問を4問、採草放牧地に関するものを6問、その他が4問となります。

府内委員 特にございません。

会長 他にございませんか。ないようですので、それでは審議に入ります。
他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

古澤委員 航空写真及び現地調査において、1/3は雑木地（ブッシュ）のような状況は確認できました。また、西側も荒れている状況なので約1/2は農地でも採草放牧地ではないとわかります。

半分は農地・採草放牧地ではない、半分は採草放牧地という判定の方法もありますか。それとも1筆単位で判断するのでしょうか。

事務局 農地法は現況主義となっていますので、筆単位ではなく、現況に応じた判定は可能だと思われます。

池田委員 本日の現地調査で、肥培管理を伴う作物は栽培されていないので農地ではなく、家畜の放牧もなく、時代を考えると敷料や堆肥目的の採草も行われていないことはわかります。荒地以外の部分での飼料目的の採草が行われているかの判断が難しいと思えますが。

事務局 回答書では、自費造成後の2年間は採草を行ったとされています。農業委員会が、一部の土地について採草放牧地と判断するには、反芻継続的に飼料に供するための採草放牧地の状況であるという説明根拠が求められると思われます。

西本委員 現地で、周辺に採草を行なっている場所があるとの説明がありました。その状況と今回の判定地との差があまりないように感じられましたが。

事務局 回答書については、設問項目以外に別紙が添付されていました。
現地でも説明がありましたが、この別紙を読み上げて、説明に変えさせていただきます。

「該当の土地を採草地目的として供していない理由」

該当の土地は、平成20年4月に造成を行ったが、採草は造成から2年間程度しか実施しておらず、それ以降は採草を行っていない。その理由は以下のとおり。

- 1) 畜産事業規模の縮小等により、採草地として供する土地を選定した際、地力が比較的不足していたため当該地は採草地から除外した。
- 2) 上記1)で選定した主な採草地は、作業効率性の観点から事業所周辺（別添航空写真参照）とした。
- 3) 該当地は、所有者の事業再編に伴い土地処分を検討しており、過去に数社が現地調査を行ったこともある。造成後に雑草・雑木等があると、交渉時の

質問の設定に当っては、農地法（補足資料4）及び農地法関係事務に係る処理基準（補足資料5）、全国農業会議所発行の農地法テキストの「農地法制度における農地等の概念（補足資料6）」を基に農地等の判断を行うための設問となっております。

農地等の判断は町農業委員会の判断であることを県及び県農業会議に確認しております。また、採草放牧の判断については、農地法関係事務に係る処理基準において「耕作又は養畜の事業が反芻継続的に行なわれること」と記載されていることから、過去の状況は加味しないものと判断されます。ただし、設問については、参考のため過去の状況についても設定しております。

その他、農地判断に直接関連はしませんが、疑義に思われる点についても確認を行なっております。

事前質問の回答に基づく判定は、農地法及び採草放牧地には該当しないと思われれます。

本日の現地調査を踏まえ、以下の農地法該当規定に照らし、現地の約1/3が山林原野（航空写真）であるか否か、残った平地部において、肥培管理を伴う作物の栽培がされているか否か（農地）、耕作又は養畜の事業が反芻継続的に行なわれているか否か（採草放牧地）堆肥目的の採草が行なわれているか否か（採草放牧地）、飼料及び敷料を目的とした採草が行なわれているか否か（採草放牧地）、家畜の放牧に供されているか否か（採草放牧地）についてご審議をお願いいたします。

その他の4項目についてですが、1の補助事業の活用については、補助事業の実施は行なわれていないことを町農政課が県北広域本部に確認を行っております。回答書にも同様の記載があります。

2の造成の目的については、採草地とするためとの記載がありますが、過去2年間のみとの回答であり、処理基準に照らすと判定への影響はないものと思われれます。

3及び4の堆肥については、隣接地（採草地）への散布用の仮置きとの記載があります。前問同様判定への影響はないものと思われれますが、その履行状況については、今後も確認の必要があると思われれますので、引き続き現地確認を行う必要があると思われれます。

以上補足説明を終わりますので、ご審議についてよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

「農業委員会等に関する法律」第29条第2項では、「推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会の会議に出席して意見を述べるができる」となっております。

真木地区担当は府内推進委員です。今回の農地判断についてご意見はございませんか。

印象が悪くなることや、撤去費の歩引き等も生じるため、所有する機械で掃除刈りにより造成後の現状維持に努めていた。また、採草中止以降も、堆肥の仮置場として活用することもあったことから掃除刈りは継続していた。このため事業所周辺の採草地に近い現況となっている。以上です。

会 長 他にございませんか。

(質問・異議なし)

今回の農地判断について、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないと判断される農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第1号 農地法第2条第1項で規定する農地等の判断については、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないと決定し、本日付けで回答することといたします。

今回の農業委員会の判断を受け、今後事業計画が本格化することが推測されます。太陽光発電設備については、土地造成はなく、建物又は特定工作物の建設に供する開発には該当しないことから、都市計画法の開発行為の協議は不要となりますが、広大な面積であること、これまでの他の太陽光発電設備の設置状況等を踏まえ、町都市計画課との開発協議を十分に行うこと、指示事項を遵守することを申し浴えることといたします。

会 長 その他、事務局から何か審議案件はありますか。

他にございませんか。何もなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、西本職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、平成30年3月27日の第10回農業委員会臨時総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

